令和８年３月９日
総務部契約検査課

建設工事等の前払金保証及び契約保証の電子化について（お知らせ）

令和８年４月１日以降に契約する建設工事及び建設工事における設計・調査・測量業務における前払金保証、中間前払金保証及び契約保証について、電子証書の取り扱いを開始します。

１　対象となる保証証書

保証の種別	工事	委託	保証事業会社
前払金保証	○	○	前払金保証証書
中間前払金保証	○	－	中間前払金保証書
契約保証	○	－	契約保証書

※電子化は保証事業会社（東日本建設業保証株式会社）が発行する保証証書のみが対象です。金融機関の「保証書」や保険会社の「公共工事履行保証証券」「履行保証保険証券」は、これまでどおり紙の証書や証券（原本）での提出が必要です。

２　対象となる契約

令和８年４月１日以降に契約する建設工事及び建設工事における設計・調査・測量業務を対象とします。

３　電子証書の提出方法

保証契約締結後、保証機関から発行されたＰＤＦファイル（保証契約番号及び認証キーが記載されたもの）を電子メールにて契約検査課まで提出してください。

請求書の提出は別途必要です。紙の提出か、ＢｔｏＢプラットフォーム（https://www.city.gyoda.lg.jp/soshiki/sougouseisakubu/johoseisaku/11908.html）による電子請求をご利用ください。

４　備考

・電子証書の申込等の発行手続きにつきましては、保証事業会社にご確認ください。
・提出先のメールアドレスは契約検査課（keiyaku@city.gyoda.lg.jp）までお願いします。
・引き続き、紙での保証証書の提出も可能です。

電子メールによる電子証書の提出にあたっての留意事項

・メールの件名等
メールの件名には以下の２点を入れてください。
①受注者名称
②保証の種別（契約保証・前払金保証・中間前払金保証）
例）【〇〇（株)】〇〇保証について

・メール本文には以下の２点を記載してください。
①工事（業務）名称
②担当者指名・連絡先